

地域における資金循環と行政の役割を考える！

島根県環境生活部 NPO 活動推進室

室長 吉山 治

島根の現状

- ▶ 地域性、県民性
- ▶ 島根県県民いきいき活動促進条例の制定（平成 17 年 3 月）
- ▶ 多様な主体の存在
- ▶ 今回の全国フォーラム開催の背景

島根の課題

- ▶ NPO など新たな担い手の存在意義、社会的な定着・信頼度
- ▶ 多様な主体の参加
- ▶ 事業継続のための資金調達
- ▶ 協働事業の成果づくり

県としての今後の取組みの方向

～人口の少ない島根県、民間と行政が、もてる資源を結集し“協働”して

「地域づくり」を！ その担い手（NPO、ボランティア団体等）に資金循環する仕組みづくりに行政が取り組むこと～

- ▶ 資金調達・資金循環の仕組みづくり～しまね社会貢献基金の活用
- ▶ 協働事業の改革～市町村・企業の参画
- ▶ 中間支援組織・各種助成財団との連携
- ▶ ネットワーク・マンパワーの活用による仕事～組織風土改革
- ▶ 今後のキーワード ～「社会貢献」「住民自治」～

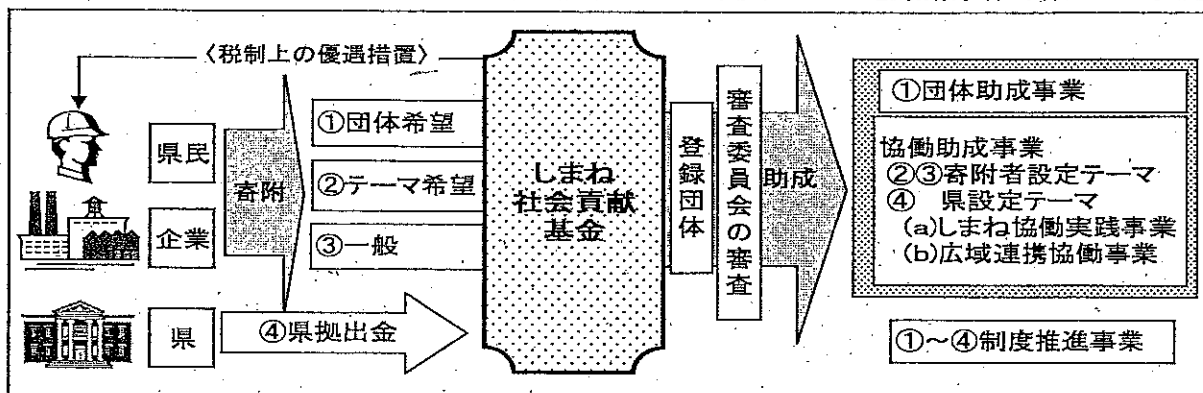
～第 3 分科会への問題提起～

- ★ NPO への公的資金（委託・補助等）の投入をどう考えるか
- ★ 資金調達における行政（県）と中間支援組織（県民活動支援センター：ふるさと島根定住財団）の役割分担をどう考えるか
- ★ 協働事業の悩み・・・安上がりな公共サービス提供への期待の誤解

NPO活動推進室の主な事業【平成22年度】

①しまね社会貢献基金の創設

- ・ NPO法人、その他社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を支援するため、県の拠出金と一般から募った寄附金を原資に基金を造成し助成
- ・ 県とNPO等との協働事業は、しまね社会貢献基金の県設定テーマ型協働助成事業として実施



②情報発信の充実・強化

- ・ 日本財団・県・定住財団（県民活動支援センター）の3者で協定を締結し、日本財団が運営する公益ポータルサイトCANPANをベースに、地域サイト『だんだん』を開設（ストック情報中心）
- ・ 個別運営されていたボランティア情報とNPO情報のサイトを統合し、『島根いきいき広場』（登録団体約600団体）を開設（フロー情報中心）【県民活動支援センターに専任職員を配置】
- ・ 県と市町村が行ういきいき活動促進施策及び協働的事業の情報公開

③協働の実施・検証

- ・ しまね協働実践事業に併せ、「鳥取・島根広域連携協働事業」の実施。事業実績を検証
- ・ <新規>22年度から「寄附者テーマ設定型協働事業」、「地域社会雇用創出協働事業」（雇用政策課所管）を実施

④研修ほか

- ・ NPO団体との協働を一層進めるため、県の協働推進員を対象とする「協働推進員研修」を実施
- ・ 県設定テーマ型協働助成事業の実施団体と担当課職員を対象とする「協働実践研修」を県及び県民活動支援センターで共催
- ・ 20年度から「島根県職員NPO法人短期派遣研修」（5～10日間/22年度は18団体に22名）
- ・ 自治研修所の選択研修で「住民と行政の協働」を県・市町村職員を対象に実施
- ・ 県職員の「もう一役活動」

⑤NPO団体の人材育成と支援

- ・ NPOマネジメント支援研修、専門相談などを県民活動支援センターで実施

⑥人・まちファンドの創設（県の財源を県社会福祉協議会で基金造成し運用）

- ・ 1事業あたり15万円を上限とする10/10の助成事業（助成予定額3カ年で9千万円）

⑦県民いきいき活動及び協働の推進体制

- ・ 協働の推進を庁内で中心的に担う「協働推進員」を県の全所属へ配置（20年度～）
- ・ 21年度からNPOから協働に係る相談・提案を受け付ける「総合相談窓口」をNPO活動推進室に設置、「相談窓口」を各所属（協働推進員）に設置
- ・ 市町村とNPOとのアイデア提案会により、市町村との協働を推進

⑧県民いきいき活動奨励賞による県民いきいき活動の促進

- ・ ボランティア団体、NPO団体等が行う県民いきいき活動を表彰（17年度～）
- ・ <新規>企業が行う県民いきいき活動を企業部門として新設（22年度～）

⑨NPO活動支援低利融資制度を創設（22年度～）

- ・ <新規>金融機関（労働金庫）と協調し、NPO法人の資金調達を支援。全体融資枠6千万円

⑩全国NPO活動推進自治体フォーラムの開催（H22年11月於松江）

- ・ <新規>NPO活動と支援に係る課題について議論を深め、NPOと行政等との連携、協働を促進

しまね社会貢献基金の状況について

1 しまね社会貢献基金の趣旨

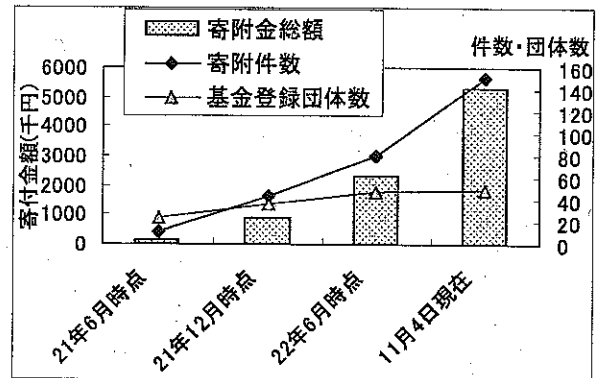
NPO法人、その他社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を支援するため、一般から募った寄附金（下のとおり）と県の拠出金（予算は別途）で基金を造成し、助成事業等を行う。

2 寄附金の状況

時点	寄附件数	寄附金総額	22年11月4日現在内訳(寄附分野別)		
			分野名	寄附件数	寄附額
22年11月4日現在	151件	5,292千円	団体希望寄付	138件	4,383千円
22年6月時点	80件	2,295千円	テーマ希望寄付	3件	801千円
21年12月時点	44件	866千円	一般寄付	10件	108千円
21年6月時点	11件	120千円			

3 基金登録団体の状況

時点	基金登録団体数
11月4日現在	49団体
22年6月報告	47団体
21年12月報告	37団体
21年6月報告	24団体



4 基金を利用して行う協働助成事業

事業名	事業主体	協働の担当課
【しまね協働実践事業】		
島根県内のNPOの情報発信と市町村との協働を推進する事業	島根NPO連絡協議会	環境生活総務課 NPO活動推進室
石見銀山ブラッシュアッププロジェクト～総合アンケート調査と交流促進事業～	NPO法人しまね歴史文化ネットワーク もくもく	文化財課世界遺産室
映画「ローマの休日」バリアフリー化プロジェクト事業	NPO法人バリアフリー・シネマ&ライフ・ネットワーク	障がい福祉課
【鳥取・島根広域連携協働事業】		
鳥取島根 BDF ネットワーク推進事業～地域油田を発掘せよ!～	鳥取島根 BDF ネットワーク推進事業 共同体	環境政策課 鳥取県西部総合事務所
森と村の学校プロジェクト	森と村の学校プロジェクト事業共同体	林業課 鳥取県森林林業総室
【寄附者設定テーマ型協働助成事業/宍道湖しじみを永遠に!イトハラプロジェクト】		
宍道湖ヨシ再生プロジェクト・特別ヨシ植栽活動事業	NPO法人斐伊川流域環境ネットワーク	環境政策課宍道湖・中海対策推進室

公開審査・採択(22年5月)→事前研修(5月下旬)→事業実施→中間研修(10月)→事業継続→

○島根県県民いきいき活動促進条例

平成17年3月25日
島根県条例第37号

島根県県民いきいき活動促進条例をここに公布する。

島根県県民いきいき活動促進条例

わたしたちのふるさと島根では、先人によってはくまれた歴史や文化のなかで、人々が助け合いの心を持って暮らし、その地域ならではの相互扶助の精神が息づいている。

一方、近年では、福祉、環境、まちづくりなどの多様な分野において、地域課題の解決に向けた県民、民間非営利活動団体(NPO)等による活動が活発に展開されるようになってきた。

本格的な成熟社会を迎えた今日、これらの活動は、これまで地域社会を支えてきた伝統的なコミュニティ活動とともに、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会を実現する上で大きな役割を果たしている。

わたしたちは、伝統的なコミュニティ活動を含めた多様な主体による自主的で主体的な活動が地域社会に貢献する意義を踏まえ、これらの活動を県民いきいき活動と位置付け、地域社会を構成する人々や団体が連携協力して促進することを決意し、自立的に発展できる快適で活力のある島根を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、県民いきいき活動の促進に関し、基本理念を定め、県民等の役割及び県の責務を明らかにすること等により、県民いきいき活動を促進するとともに、協働を推進し、もって県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「県民いきいき活動」とは、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的に行われる活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「県民いきいき活動団体」とは、法人その他の団体であって、県民いきいき活動を行うものをいう。

3 この条例において「県民等」とは、県民、県民いきいき活動団体及び事業者をいう。

4 この条例において「協働」とは、県民いきいき活動団体及び県が共通の目的を達成するために、それぞれが有する資源を生かし、自立した対等な立場で相互に協力して活動することをいう。

(基本理念)

第3条 県民いきいき活動は、県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に貢献するものとして、その健全な発展が図られなければならない。

2 県民いきいき活動は、その自主性及び主体性が尊重されるとともに、県民等の自発的な意思に基づく参加により促進されなければならない。

3 県民いきいき活動の促進に当たっては、県民等、市町村その他の地方公共団体、国及び県の相互理解の下に県民等のそれぞれの特性が生かされるように配慮されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動に参加するよう努めることによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

(県民いきいき活動団体の役割)

第5条 県民いきいき活動団体は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動を行うとともに、その活動に関する情報を県民等に提供することによって、県民いきいき活動の促進に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の努力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動についての理解を深めるとともに、県民いきいき活動の促進に努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民いきいき活動の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、協働を推進するものとする。

3 県は、県民いきいき活動を促進し、及び協働を推進するため、県民等と市町村その他の地方公共団体及び国との連携に配慮するものとする。

(基本方針)

第8条 知事は、促進施策を推進するため、県民いきいき活動の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 促進施策の基本的事項

(2) 促進施策の策定及び実施に当たって配慮すべき事項

(3) その他県民いきいき活動の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、広く一般の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(市町村との連携)

第9条 県は、促進施策の策定及び実施に当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

(促進施策)

第10条 県は、促進施策として、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 啓発活動、学習機会の提供その他の県民等の理解を深めるために必要な施策

(2) 情報の提供その他の県民等の参加を促進するために必要な施策

(3) 研修の実施その他の専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策

2 県は、前項に定めるもののほか、県民いきいき活動を促進するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(協働の推進)

第11条 知事は、協働を推進するため、協働の推進に係る具体的な方策、協働に関し留意すべき事項等を内容とする指針を定めるものとする。

2 県は、県行政の推進に当たっては、積極的に協働に取り組んでこれを実施するものとする。

(県民等の意見の反映)

第12条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進に資するため、県民等の意見を県の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第13条 県は、県民いきいき活動の促進及び協働の推進のため、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 県は、県民いきいき活動及び協働についての職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、促進施策の実施状況及び協働の推進状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

